

○糸魚川市若者の力による地域活性化交流事業補助金交付要綱

平成28年7月1日

告示第147号

(趣旨)

第1条 この要綱は、若者の力を活用して地域資源を磨き、魅力ある地域による交流人口の拡大を目指す事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては糸魚川市補助金等交付規則（平成17年糸魚川市規則第50号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 当市の自然、文化又は歴史を活用し、遊び感覚が盛り込まれている事業
- (2) 地域内外の人的交流が図られる事業
- (3) 将来への継続的展開が見込まれる事業

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は補助対象事業としない。

- (1) 第4条に規定する補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）の総額が50,000円未満の事業
- (2) 第5条の規定により補助金の交付を5回受けた事業（当該事業と内容が類似するものを含む。）

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、市内に住所を有する者5人以上で構成し、かつ、構成員の5分の4以上の者が49歳以下である団体とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する団体は、補助対象団体としない。

- (1) 法人格を有する団体（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人を除く。）
- (2) 営利活動を主目的とする団体
- (3) 政治又は宗教に関わる団体

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、事業の実施に係る総事業費から次に掲げる経費を除いたものとする。

- (1) 食料費（ただし、第6条の規定により算出した補助金の額の1割の額（1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）を上限に補助対象経費とすることができる。）
- (2) 賞品及び景品
- (3) 人件費（補助対象団体の構成員の人件費）
- (4) 事務管理備品
- (5) 団体の運営に要する経費

2 前項の規定にかかわらず、国、県その他の団体から補助対象事業に対して助成を受けている場合は、補助対象経費から当該助成費の額を除くものとする。

（補助金の交付回数）

第5条 市長は、1補助対象団体につき年1回補助金を交付するものとし、年度を越え、継続して実施する同一事業については、5回を限度として補助金を交付する。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の全額（1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とし、次の各号に掲げる交付回数に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

- (1) 1回目 200,000円
- (2) 2回目 150,000円
- (3) 3回目から5回目まで 100,000円

（事前審査）

第7条 補助金の交付を申請しようとする団体（以下「申請団体」という。）は、原則として交付申請書を提出する30日前までに、糸魚川市若者の力による地域活性化交流企画提案書（様式第1号。以下「企画提案書」という。）に次に掲げる書類を添付して市長に提出し、補助対象事業の内容について審査を受けなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 構成員名簿（様式第4号）

(4) 規約

(5) その他市長が必要と認める書類

2 申請団体は、企画提案書の内容について、市長の求めに応じ、説明等を行わなければならない。

3 前項に規定する説明等の方法については、市長が別に定める。

(審査委員会の設置等)

第8条 市長は、公正な補助金の交付を期するため、若者の力による地域活性化交流事業補助金審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、市職員をもって組織し、委員には企画定住課長、財政課長及び商工観光課長を充てる。

3 委員会に委員長を置き、企画定住課長をもって充て、委員長は、委員会の事務を総括する。

4 委員長は、必要に応じて関係課長等に対し、意見を求めることができるものとする。

(事前審査結果の通知)

第9条 市長は、第7条第1項の企画提案書が提出された場合は、委員会で審査するものとし、審査結果に委員会の意見を付して、申請団体に通知しなければならない。

(交付の申請)

第10条 申請団体は、前条の規定による通知を受けた後、通知内容を反映した交付申請書を市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第11条 市長は、交付申請書が提出された場合は、委員会による事前の審査結果に基づき、補助対象経費及び補助金の額を決定し、速やかに交付決定通知書により通知するものとする。

(事業の変更)

第12条 補助金交付決定を受けた団体（以下「交付決定団体」という。）は、事業計画を変更しようとするときは、事前に市長の承認を受けなければならない。

(事業の中止)

第13条 交付決定団体は、事業を中止しようとするときは、事前に市長の承認を受けなければならない。この場合において、交付決定後に事業に要した費用については、原

則として交付決定団体の負担とする。ただし、気象条件、災害その他意思に基づかない不測の事態により中止する場合であって、交付決定団体において既に執行済み又は執行が確定している経費について市長が補助対象経費と認めたときは、前条、次条及び第15条の規定を準用する。

(実績の報告)

第14条 交付決定団体は、事業が完了したときには、実績報告書に次の書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（様式第5号）
- (2) 効果報告書（様式第6号）
- (3) 補助対象経費の支払が確認できる書類（領収証等の写し）
- (4) 事業実施写真等
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第15条 市長は、実績報告書の審査を経て補助金を交付するものとする。ただし、当該事業の性質上必要と認められる場合には、交付決定額の5分の4を限度として、概算払をすることができる。

(活動内容の発表)

第16条 交付決定団体は、市長の求めに応じ、報告会等で活動内容を発表するものとする。

(ワカチカJAMへの登録)

第17条 交付決定団体は、ワカチカJAM（様式第7号）に登録され、公表の上、地域を越えた交付決定団体同士の連携を図るものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、告示の日から施行する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

前 文（平成30年4月1日告示第109号）抄

告示の日から施行する。

改正文（令和3年3月22日告示第39号）抄
告示の日から施行する。

附 則（令和4年4月1日告示第99号）
この告示は、告示の日から施行する。

附 則（令和5年1月30日告示第12号）
（施行期日）

- 1 この告示は、告示の日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の糸魚川市若者の力による地域活性化交流事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に企画提案書を提出する団体から適用し、同日前に企画提案書を提出した団体については、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、所要の修正を加えて使用することができる。